

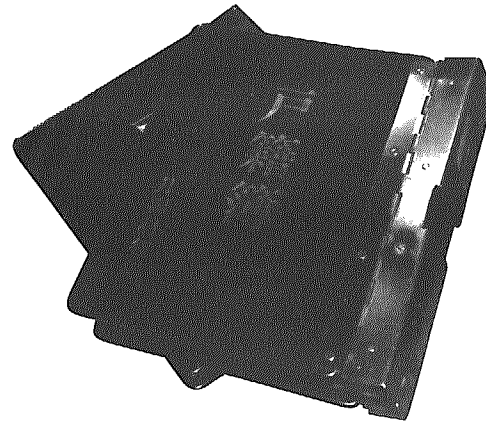
1月11日からコンピュータ化

# 戸籍の証明書の書式が変わります

「広報つきがた」9月号で皆さんにお知らせしており、村では戸籍事務のコンピュータ化を進めています。

コンピュータを使った戸籍事務は1月11日から実施されます。

なお、今回コンピュータ化の対象となるのは、本籍地が月潟村にある人の戸籍です。(月潟村に住民登録をしていますが、本籍地が月潟村にない人の戸籍は対象となりません。)



## ①戸籍の作成がより早く、正確になります。

●戸籍の届出から証明書(全部事項証明書等)の発行までの日数が短縮されます。

## ②証明書の様式・名称が変わります。

- 様式はB4版の縦書きからA4版の横書きに変わります。
- 記載内容も項目別となり、見やすく、分かりやすくなります。
- 証明書の用紙はコピーによる偽造を防ぐため、特殊な用紙を使用します。
- 戸籍証明書の名称は「戸籍謄本」→「全部事項証明書」、「戸籍抄本」→「個人事項証明書」となります。

なお、交付手数料は今までどおり1通450円です。

## ③氏名に使われる文字は正しい字体になります。

現在の戸籍に、漢和辞典などがない文字や誤った文字で記載されている人には、既に告知書をお届けしていますので、内容をご確認ください。なお、これは「戸籍の表記上の取り扱い」であり、氏名が変更されるものではありません。また、印鑑登録などの変更も必要ありません。

## ④一部の本籍地の表示が変わります。

本籍地の枝番号にある「の」の表示が省略されます。

(例) 535番地の1 → 535番1

## 現在の戸籍はどうなるの?

1月11日以降もコンピュータ化前の戸籍は「平成改製原戸籍」として100年間保存されます。コンピュータ化後の戸籍には、従来の戸籍に記載されていた離婚などの一部事項や婚姻や死亡などにより、既に除籍されている人に関する事項が記載されない場合があります。

これらの事項が必要なときは「平成改製原戸籍」の交付申請の手続きが必要になります。

お問い合わせ 月潟村住民課 住民係 ☎ 375-2710

# 合併したらどうなるの?

合併後の税関係についてお知らせします。  
税率等はほぼ現行どおりです。

	現 行	合 併 後
(市) 村民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割(定額) 4,000円(村民税3,000円 県民税1,000円)</li> <li>所得割(前年中の所得額に応じて算出)</li> <li>納期限 4期(6月、8月、10月の末日、12月25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割は同じ</li> <li>所得割は同じ</li> <li>納期限 4期(6月、8月、10月、翌年1月の末日)</li> </ul>
法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割</li> <li>法人税割 法人税額×税率(14.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割は同じ</li> <li>法人税割は同じ ただし、資本金又は出資金が1,000万円未満で法人税額が年210万円未満の法人は税率13.5%</li> <li>納期等は同じ</li> </ul>
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(1.4%)</li> <li>免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</li> <li>納期限 4期(4月、7月、10月の末日、12月25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率、免税点等は同じ ただし、評価の基準は新潟市のものに統一。17年については月潟村の基準による。</li> <li>納期限 4期(4月、7月の末日、12月28日、2月の末日) ※17年度は1期の納期は5月末日</li> </ul>
都市計画税	なし	なし ※都市計画税は都市計画法による市街化区域内の土地、家屋に課税される。
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日現在、軽自動車を所有している人に課税</li> <li>税率(一例) 原付(50cc以下) 1,000円</li> <li>納期限 5月末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率、納期は同じ</li> <li>※ナンバープレートは、そのまま使用できる。 変更を希望する場合は交換できる。</li> </ul>
国民健康保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料額 所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で算定</li> <li>納期限 6期(5月、7月、9月、11月、1月、3月の末日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料額 所得割、均等割、平等割の3方式で算定</li> <li>納期限 毎月末</li> </ul>
介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料額 1段階(16,800円)～5段階(50,400円)</li> <li>納期限 6期(5月、7月、9月、11月、1月、3月の月末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料額 同じ 18年度に見直し(3年毎の見直し時期にあたるため)</li> <li>納期限 毎月末</li> </ul>

### ・証明関係

新潟市の制度に統一され、手数料1件300円は変わりません。ただし、1件で証明される範囲が変わるものもあります。  
(注) 固定資産価格通知書の交付を受けるには法務局で確認印を受けた「価格通知書交付依頼書」が必要になります。

### ・納付関係

郵便局での窓口納付の取扱ができなくなります。(専用の納付書が必要です。口座振替の取扱いは従来どおりです)  
取扱金融機関が増えますが、詳しいことは、改めてお知らせします。

※内容については、変更される場合もあります。